

## シ リ スト

## ロックアウトの正当性の限界

## —日本原子力発電所事件—

水戸地裁昭和四七年一〇月一日民事第二部判決  
(昭和四三年(行ウ)第一六号未払賃金請求事件)  
(労働法律旬報八二三号六二頁)

## 〈事実の概要〉

日本原子力研究所は、原子力の開発に関する研究等を行なうことの目的とし、東京に本部を、また茨城県東海村等に研究所を、それれに有する職員二〇〇〇人を擁する特殊法人である。昭和三八年右職員で組織する原研労組と研究所との間に労働協約が締結され、同年九月二六日以降東海研究所内の動力試験炉(J P D R)の運転担当係等の職員の勤務態様を五班三交替制とする旨が定められた。

ところが研究所側は、直(交替)勤務者と通常勤務者との間の労働条件(年間の勤務時間、休日数等)の均衡をはかり、人員の効率的配置と業務の効果的組織的運営のためには四班三交替制の採用が必要であるとして、四二年一月二〇日原研労組東海支部に対し協議を申し入れた。その後両者間の折衝において妥協をみないまま、一二月二七日研究所は直勤務に関する規則を改正し、J P D Rに勤務する組合員に対し、四三年一月六日以降四班三交替制に服すべき旨の業務命令を発し

た。

これに対して組合側は、一月六日に二四時間スト、同三〇日に時限ストを行なった後、二月二一日以降J P D R管理部の組合員(一〇人)による無期限ストに入つた。そこで研究所は、三月一日以降右管理部及び他の部に属する組合員(一〇〇人以上)に対してロックアウトを実施したところ、組合側は同日ストライキを解除し、同月四日書面で就労を請求したが、研究所はこれを拒否し、三月二二日によくこれを解除した。

組合は、本件ロックアウトは、(1)協約違反の違法業務命令の貫徹及び原研労組の弱体化を目的とする、(2)人的範囲が過剰であり、かつ研究所内の組合事務所、食堂・宿舎・購買組合等への立入を不可能にした、(3)スト解除後長期間にわたって継続した、等の点で違法であるとして、組合員らがロックアウト期間中の賃金支払を訴求し、研究所は、(1)四班三交替による新勤務体制は実質上五班三交替として正当性の限界をこえる。被告は、J P D Rの運転が長期にわたって停止すれば施設の機能低下ないし障害を生じ、

い、などと主張して、これを争つた。

## 〈判 旨〉

一 本件業務命令における四班三交替制と昭和三八年の労働協約に定められた五班三交替制とは直勤務の内容を異にし、直勤務者の労働条件の変更を意味する。したがつて、かかる業務命令は労働協約に違反するから、原告組合員を拘束するものでなく、原告らは本件業務命令を拒否する。被告研究所は、四班三交替制のもとでも従前の五班編成は残し、うち四班が直勤務に入り、他の一班を日勤班として三六日の日勤(通常勤務)を経る〇〇人以上)に対してロックアウトを実施したこと、組合側は同日ストライキを解除し、同月四日書面で就労を請求したが、研究所はこれを拒否し、三月二二日によくこれを解除した。

組合は、本件ロックアウトは、(1)協約違反の違法業務命令の貫徹及び原研労組の弱体化を目的とする、(2)人的範囲が過剰であり、かつ研究所内の組合事務所、食堂・宿舎・購買組合等への立入を不可能にした、(3)スト解除後長期間にわたって継続した、等の点で違法であるとして、組合員らがロックアウト期間中の賃金支払を訴求し、研究所は、(1)四班三交替による新勤務体制は実質上五班三交替として正当性の限界をこえる。被告は、J P D Rの運転が長期にわたって停止すれば施設の機能低下ないし障害を生じ、

中性子源の減衰を招くと主張するが、J P D Rは過去に何回か一ヶ月ないし三ヶ月の運転停止を行なったことがあり、ま

たストライキ実施後一〇日目にロックアウトを実施しなければ機能低下ないし障害、並びに中性子源の減衰を感じたことを肯認する証拠はない。同じく被告は、本件ストのためにスト不参加の他のJ P D R職員の業務が停止ないし停滞するにもかかわらず、これら職員に一日一九万七〇〇円に上る賃金を支給しなければならないこと、J P D Rの運転により自給してきた東海研究所内の消費電力を外部から購入せねばならず、余剰電力の売却による収入も杜絶すること、をあげるが、前者については、J P D Rの運転停止とは何のかわりもなく、問題はその勤務に服する五班三交替制の場合とでは直勤務に組み入れ、逐次他の班と交替させることのだから、実質上五班三交替と変りはないと主張するが、五班が當時直勤務に服する五班三交替制の場合とでは直勤務者との労働条件に異同を生じることは明らかであるから、その主張は理由がない。本件ロックアウトは、前示業務命令の撤回を要求して実施したストライキを排除して右業務命令を強行し、この既成事実のもとに原研労組をして四班三交替制を採用する労働協約を締結することを本来の目的として行なわれたものといふことができる。

二 本件ロックアウトは、原研労組が二月二一日以降実施したストライキに対する争議行為としての必要性及び緊急性を欠き、公平の原則並びに条理に照らして正当性の限界をこえる。被告は、J P D Rの運転が長期にわたって停止すれば施設の機能低下ないし障害を生じ、

三 よつて、本件ロックアウトは正当ではなく、被告は民法五三六条二項によれば、本件ロックアウトによって就労できなかつた期間中の原告らの賃金を支払うべき義務を有する。

## &lt;解説&gt;

一 ロックアウトの正当性の限界は、ロックアウトの法的根拠をどこに求めるかの問題と不可分に関連している。しかしながら、本判決は、この点について明確な判断を示してはいないから、本判決がどのような理論的根拠に基づいて本件ロックアウトを不当と判断するに至ったのかは、必ずしも明らかではない。

一般に、ロックアウトの法的根拠については、所有権にその根拠を求める説、労使対等ないし公平の観念に求める説、憲法上の労働者の争議権保障の反面として許容される(ただし権利ではない)と解する説、社会法上の権利とみる説等のほか、労働者の争議行為による著しい損害から企業を防禦する必要上緊急やむをえない場合にかぎり、民法上の緊急避難として許されると解する説など、学説・判例上さまざまな見解が認められる(拙著・使用者の争議対抗行為四九頁以下参照)。

ただ、本判決が上述のように本件ロックアウトを、「公平の原則ならびに条理に照らし正当性の限界を超えたもの」と判断しているところからみると、ロックアウトの法的根拠を上記公平の理念に求める説に属し、しかも「ストライキに対する争議行為としてその必要性および緊急性を欠く」と述べていることから、ロックアウトを対抗行為の範囲内でのみ認めることが公平の理念に適合すると考えているものと解されよう。

## 二 ロックアウトの正当性に関して

は、労働者の争議行為の場合と同様に、目的と態様の双方の面から検討する必要がある。

ロックアウトが、たとえば組合幹部の解雇を目的とするとか、組合の結成妨害するねらいをもって行なわれるといったように、労働組合の組織の破壊ないし団結権の侵害を目的とする場合は、不当である。また、労働協約違反のロックアウト——平和義務や平和条項に違反する

ロックアウト等——も、もとより正当でない。本件の場合、判決は必ずしもこの面からロックアウトの不当性を明確に指摘しているとはいがたいが、しかし、本件業務命令が労働協約に違反し、組合員に対する拘束力を有しないものであること、本件ロックアウトは右業務命令を強行して、組合に新しい勤務体制を受諾させることを「本来の目的」とするものであること、の二点を明示していることは、上記のとおりである。したがって、

本件ロックアウトは、研究所が協約違反の違法業務命令を発することによって組合のストライキを誘発し、さらにそれを理由にロックアウトを行なつて違法な業務命令の貫徹を図ろうとするものにはかならず、全体として違法目的の達成に向けられたものとして不当である」と評価していると解しほぼ差し支えないと考えられる。しかし、本件担当弁護士の一人から指摘されているように、「この判決は、労働協約無視の業務命令は違法である、という本件の最も基本となる問題

は、本来その正当性を全くと判断した」とまでいい切れるかは、問題がある(塙悟「原子力研究所J.P.D.R.ロックアウトについて」労働法律旬報八二三号六一頁参照)。次にみると、本判決は、むしろ目的とは切りはなしして本件ロックアウトの態様に関する判断を加えているとみなしうるからである。

三 ロックアウトの態様に関して、学説・判例の多くは、いわゆる受動的・防衛(禦)的ロックアウトのみが正当として許容されるものとし、逆に先制的・攻撃的ロックアウトは不当であると解して

いる。上述のよう、使用者のロックアウトの法的根拠を労使対等ないし公平の観念に求める立場においても、その対等性を形式的に解する場合には、労使間のいわゆる争議対等の原則に基づいて、使用者のロックアウトは労働者の争議行為と全く平等に扱われることとなり、ロックアウトについてのみ受動性・防禦性の要件を課すことは許されないこととなるが、労使間の実質的対等を問題とするかぎり、ロックアウトにこのような要件を認めることによってはじめて、争議状態における労使対等の実現が保障されうこととなる。このことを、一判例は次のように述べている。『ロック・アウトの正当性は、具体的な労働争議につき、労使双方の勢力関係、労働者側の、とりまたはとらんとする争議手段方法、並びにこのように述べている。ロック・アウトの正当性は、具体的な労働争議につき、労使双方の勢力関係を保持するためにロックアウトを行なわざるをえないという意味における必要性の要件、並びに労働者の争議行為によってうける過重の損害を回避するための緊急性の要件を必要とするか否かにつ

かんにかかわりなく本件ロックアウトは、労使双方の間に存するあらゆる具体的事情を個別に判断し、使用者側に労使地位を回復・保持する必要があり、かつそのためには、……平衡の原則や条理等に照らし、ロック・アウトをするもやむなしと認める事情のある場合において、ロック・アウトを行う正当性があるものと解するを相当』とする(丸島水門ロックアウト事件、大阪地判昭和三九・五六労民集一五巻三号四九二頁)。また、憲法上の労働者に対する争議権の保障は、労使間における労働力取引の条件を集團的実力の対抗関係をとおして決定することを制度として認めることを意味し、争議権の保障自体がこれを無意味ならしめない限度での使用者の実力の行使を予定していると解すると、ロックアウトは、労働者に対する争議権保障を前提とし、ないしその反面として法認されることとなり、受動性・防禦性をその正当性の要件とすることは、いわば当然の要請なしし理論的帰結となるであろう。

ところで、ロックアウトが受動性・防禦性の要件をみたためには労働者の争議行為に対する対抗行為としてなされることは(対抗性)が必要であると解することでは、多数の学説・判例上異論はないが、さらに争議の場における労使の勢力関係を保持するためにロックアウトを行なわざるをえないという意味における必要性の要件、並びに労働者の争議行為によつて使用者側の受けまたは受ける

## リスト

いては、学説の間に必ずしも見解の一一致はない。しかし判例の多くは、ロックアウトの要件を厳格に解し、必要性ないし緊急性の要件を具備すべきものとしている（拙著「前掲一三七頁）。

本件のように、使用者の違法行為によつて労働者の争議行為が誘発され、さらには使用者のロックアウトが全体としてかかる違法目的の貫徹をねらいとしている場合に、ロックアウトの対抗行為

に使用者のロックアウトが誘発され、さらには使用者のロックアウトが全体としてかかる違法目的の貫徹をねらいとしている場合に、ロックアウトの対抗行為

である。かようなロックアウトは、対抗性を仮装し、その実多分に攻撃的性格を有するものと評価しうるからである。とり

て認めうるかは、疑惑のあるところである。かよくなロックアウトは、個々の事件に即して認めたが、疑惑のあるところである。

四 ロックアウトの正当性の要件としての必要性の有無は、個々の事件に即して具体的に判断すべきであるが、この点

の基準について学説は、たとえば次のように述べている。「労働者の争議行為によつて蒙る使用者の損害が、その争議行為との関連で使用者の受忍すべき限度をこえると判断される場合には、はじめてロックアウトが許され……、受忍の限度をこえる場合とは、たとえば、労働者の争議行為によつて企業の存立が脅かされるほどにはなはだしい損害を惹き起す場合、明らかに正当な争議行為の限界を逸脱する場合、部分ストによつて関連部門の機能が全く麻痺する場合、波状ストのため生産再開にそのつど多大の経費と時間のロスを伴う場合、怠業によって能率低下の度合いよりもはなはだしい生産量の減少を伴う場合などである」（本多淳亮「ロックアウトの態様」労働法大系3二一七一八頁）。

右のような基準からみた場合、本判決が使用者側の主張する必要性の事由すべて否認したことは、確かに正当と考へられる。ただ、J.P.D.R.の一部組合員のストのために、関連する組合員の業務の停

止ないし停滞を招くにもかかわらず、一日一九万七〇〇〇円の人件費を払う必要があるとの被告側主張に関して、本判決は、「この人件費の支出はJ.P.D.R.の運転停止とは何らのかかわりもないことながら」と判断しているが、その意味は必ずしも明瞭とはいがたい。一般に部分ストに対抗するロックアウトは、当該部門スト参加者ないしその職場に対する部分ロックアウトをもつて必要性の限度とすると解されるが、部分ストによつて閑職場の機能をも麻痺させる場合には、関連職場の労働者をも含めてロックアウトを行なう必要性が認められることとなる。したがつて、もし判旨が、業務の停戻とはかわりなく使用者は従業員に対する賃金を支払うべきであるとするのであれば、かかる業務の停戻が同じ組合員のストライキによって生じたことを考慮に入れて、使用者がかかる無用の賃金負担を免れるために関連労働者をも含めて除外するロックアウトは、この点からも正当性を欠くといふのである。この点から本件ロックアウトの正当性を指摘する原告側の主張があるが、判旨はこれに

止ないし停滞を招くにもかかわらず、一日一九万七〇〇〇円の人件費を払う必要があるとの被告側主張に関して、本判決は、「この人件費の支出はJ.P.D.R.の運転停止とは何らのかかわりもないことながら」と判断しているが、その意味は必ずしも明瞭とはいがたい。一般に部分スト参加者ないしその職場に対する部分ロックアウトをもつて必要性の限度とすると解されるが、部分ストによつて閑職場の機能をも麻痺させる場合には、関連職場の労働者をも含めてロックアウトを行なう必要性が認められることとなる。したがつて、もし判旨が、業務の停戻とはかわりなく使用者は従業員に対する賃金を支払うべきであるとするのであれば、かかる業務の停戻が同じ組合員のストライキによって生じたことを考慮に入れて、使用者がかかる無用の賃金負担を免れるために関連労働者をも含めて除外するロックアウトは、この点からも正当性を欠くといふのである。この点から本件ロックアウトの正当性を指摘する原告側の主張があるが、判旨はこれに

止ないし停滞を招くにもかかわらず、一日一九万七〇〇〇円の人件費を払う必要があるとの被告側主張に関して、本判決は、「この人件費の支出はJ.P.D.R.の運転停止とは何らのかかわりもないことながら」と判断しているが、その意味は必ずしも明瞭とはいがたい。一般に部分スト参加者ないしその職場に対する部分ロックアウトをもつて必要性の限度とすると解されるが、部分ストによつて閑職場の機能をも麻痺させる場合には、関連職場の労働者をも含めてロックアウトを行なう必要性が認められることとなる。したがつて、もし判旨が、業務の停戻とはかわりなく使用者は従業員に対する賃金を支払うべきであるとするのであれば、かかる業務の停戻が同じ組合員のストライキによって生じたことを考慮に入れて、使用者がかかる無用の賃金負担を免れるために関連労働者をも含めて除外するロックアウトは、この点からも正当性を欠くといふのである。この点から本件ロックアウトの正当性を指摘する原告側の主張があるが、判旨はこれに

前提されても、それと労働者の争議行為との結びつきが必ずしも必然的ではないと認められる場合には、使用者のロックアウトに対する認可が認められることとなる（本件でも原告側は、ロックアウトが組合の弱体化をねらいとするものとの主張をしているが、判決はこの点にふれていない）。ただ、使用者の違法行為が組合の弱体化をねらいとするものとの主張をすれば、その点をどのように解いているかは、前述のように必ずしも明確ではない。

なお、労働者がストライキを中止して就労を申し入れたような場合とか、ストライキの実施期間が終了した場合には、一般に対抗性の要件は消滅し、使用者はロックアウトを解除しなければならぬ。しかし、前後の事情から判断して労

動者側の申入れがたんにロックアウトを解除させるための口実であり、真意は争議行為の継続にあると認められる場合に、ロックアウトの継続も正当と解される（このように解した判例も少なくない）。

拙者・前掲一四六頁以下参照。なお本件でも、原告からこの点の主張がなされていが、判決はこれにふれていない）。

四 ロックアウトの正当性の要件としての必要性の有無は、個々の事件に即して具体的に判断すべきであるが、この点の基準について学説は、たとえば次のように述べている。「労働者の争議行為によつて蒙る使用者の損害が、その争議行為との関連で使用者の受忍すべき限度をこえると判断される場合には、はじめてロックアウトが許され……、受忍の限度をこえる場合とは、たとえば、労働者の争議行為によつて企業の存立が脅かされるほどにはなはだしい損害を惹き起す場合、明らかに正当な争議行為の限界を逸脱する場合、部分ストによつて関連部門の機能が全く麻痺する場合、波状ストのため生産再開にそのつど多大の経費と時間がロスを伴う場合、怠業によって能率低下の度合いよりもはなはだしい生産量の減少を伴う場合などである」（本多淳亮「ロックアウトの態様」労働法大系3二一七一八頁）。

右のような基準からみた場合、本判決が使用者側の主張する必要性の事由すべて否認したことは、確かに正当と考へられる。ただ、J.P.D.R.の一部組合員のストのために、関連する組合員の業務の停

止ない点といふべきであるとし、「管理者による代替作業が放送内容につき時としして質的低下をもたらし、あるいは代替番組の放送を余儀なくされる場合があつたことを勘案しても、少なくとも、争議

（参考文献）  
宮島尚史「争議対抗手段の法理  
阿久沢龟夫「ロックアウト」基本判例解説シリーズ  
労働法の判例一九九頁以下